

○京丹後市上下水道事業審議会条例

平成16年7月7日

条例第249号

(設置)

第1条 市における上下水道事業（京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年京丹後市条例第204号）第2条に規定する上下水道事業をいう。）の運営について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、市における上下水道事業の運営について調査及び審議し、その結果を管理者に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるところにより管理者が委嘱する。

(1) 地域の代表者 6人以内

(2) 上下水道事業に関する学識を有する者 3人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道部経営企画整備課で処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年6月6日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月25日条例第57号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日条例第26号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月24日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日条例第24号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月20日条例第57号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。